

第7号

衆議院議員

岡本あき子

黄色いリボンニュース

被災地に心を寄せて、復興に力を尽くします。



1964年8月生まれ。向山幼稚園卒園、青森、秋田、会津などで過ごす。宮城県第二女子高、東北大学卒業。NTT(株)社員、仙台市議会議員(5期)を経て、第48回衆議院選挙で初当選。現在、衆議院予算委員、東日本大震災復興特別委員、立憲民主党幹事長補佐、東北ブロック常任幹事、宮城県総支部連合代表

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

は、「パートナーズ」を募集します。お問い合わせ先は下記へ。

立憲民主党宮城県第1区総支部（兼 宮城県連・東北ブロック連絡所）

〒980-0802 仙台市青葉区二日町2-1-4F (TEL) 022-393-7761 (FAX) 022-393-7236

3.10・11 枝野代表が宮城県を視察

3月10・11日、毎年、慰霊のために被災地を訪れる枝野代表は、今年も宮城県内を訪れ、岡本あき子も同行しました。復興に頑張っている状況と今なお抱える課題を認識しました。

◆10日は石巻市、青葉区折立地区を視察◆

まず、4月に街びらきが行われる石巻市二子地区を視察。津波被災の雄勝地域、河北地域、北上地域などから移転するための団地整備の状況を、石巻市副市長らと意見交換を行いました。

その後、震災で児童74名が犠牲となった大川小学校へ。慰霊碑に献花の後、現地視察ならびに遺族会の方たちと意見交換をし、遺族の方たちからは、「子どもたちの命を守る教育行政を行なってほしい」「第三者検証委員会は、本当の意味での第三者でないと意味がない」といった声が寄せられました。あわせて、良葉東部(イ



ーハトーブ・大川中学校の跡地に建設された水耕栽培の野菜工場)も視察。

仙台では、折立地区造成宅地滑動崩落緊急対策事業を視察。枝野代表は発災当時から経年で見ており、被災地の復旧を再確認しました。

◆3月11日荒浜地区深沼海岸、

仙台市立荒浜小学校視察◆

震災の月命日は深沼海岸の慰霊碑に献花の後、荒浜記憶の鐘を訪問。その後、里海荒浜ロτζジを視察し、震災遺構「仙台市立荒浜小学校」で、校舎内に展示されている震災直後の展示写真やジオラマを前に、説明を受けました。

枝野代表は、「国政はどうしてもマクロで物事をとらえ、進めて行かないといけない側面があるが、この震災に関しては、それぞれの皆さんの抱えている事情、復旧復興の状況が、非常に多岐に渡っていて、それぞれの抱えている課題が重たいことを痛切に感じた。全体をどう動かすのかが大事ではあるが、常に個々の皆さんの抱えている事情にきちんと寄り添って行かなければならないと改めて感じている。特に広い意味でのソフトの面、ハード面だけでは本当の意味での復旧や復興にはなっていない。心の問題やコミュニティの問題などソフトの部分について、政治や行政が一番苦手な部分ではありますが、そこにどう寄り添っていけるのが大事」と語りました。

予算委で「裁量労働制の拡大」を追及

裁量労働制の拡大には、『長時間労働にさらに拍車がかかる、過労死が増える、あるいは、メンタルヘルス、健康を害するのではないか』という懸念を抱いています。そのため、岡本あき子も、再三にわたり、衆議院予算委員会で「裁量労働制の拡大」を厳しく追及しました。

ついに、安倍総理は2月28日深夜、「働き方改革」関連法案から、盛り込む予定だった裁量労働制を削除する方針を表明しました。

この間の予算委員会での審議で、立憲民主党を中心に、野党各党の地道な質疑を通じて裁量労働制についての問題点が明らかになり、国民の皆さんにも『これはおかしい』と声を上げていただきました。その結果、政府が裁量労働制の拡大については事実上、今国会の提出を断念するという成果につなげることができました。**様々な皆さんが、SNSや抗議行動などで“つながり”、データの偽造や矛盾について検証・指摘をしていただき、大きなうねりを起こしていただいたと実感しています。**

この「働き方改革」は終わった話ではありません。裁量労働制的な働きの方が労働時間は短くなるという誤ったデータに基づく議論は、高度プロフェッショナル制度（高プロ）につい



ても、基本的には、なされてきました。「高プロ」についても法案から削除し、労働時間に関するきちんとした調査を踏まえた上で議論をやり直すべきです。

復興加速4法案を衆議院に提出

3月7日、立憲民主党は、民進党、希望の党、共産党、自由党、社民党の野党6党で「復興加速4法案」を衆議院に共同提出しました。東日本大震災の発生から7年になるものの、被災者の生活再建は十分に進んでいない状況に鑑みて、支援を拡充するための法案です。4法案は、『被災者生活再建支援法改正案』、『災害弔慰金支給法改正案』、『土地等処分円滑化法案』、『東日本大震災復興特別区域法改正案』から構成されています。

《主な内容》

- 住宅が損壊した被災者への支援金の最高額を300万円→500万円に引き上げ
- 災害時の弔慰金の支給基準を迅速に作成
- 移転促進区域内の土地等相続で、共同相続人等の所在不明などで円滑に遺産の分割、処分が行えず、生活の再建や土地の有効利用に支障が出ていることから、必要な情報の提供、民法等の特例を設ける

～年金問題 いま一度お確かめください～

騒がれている「年金問題」は入力ミスや契約違反という業者責任だけでは済まない大問題です。年金機構、厚労省の今後の在り方を考え、信用できてあたりまえの社会保障にしていかなばなりません。未提出の方、ご自身の年金がおかしいと思う方、書類が届いていない方など、ぜひお確かめください。お問合せダイヤルが開設されています。

- お問い合わせダイヤル（平日8:30～17:00）
0120-051-217

宮城県第1区特集号 第7号

RIKKEN
MINSHU
号外

2018. 4. 1

立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cp-japan.net
<http://cdp-japan.jp/>

立憲民主
The Constitutional Democratic Press